

基本政策部会の検討状況について

新たな内航海運業のあり方・船員の働き方改革について

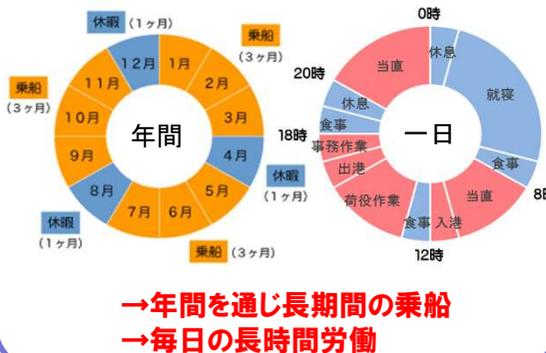
課題・背景

- (1) **船員**: 船員の高齢化が顕著な中、陸上との人材確保競争が激化しており、働き方改革を通じ、船員という職業を魅力ある職業へと変えていく必要。
- (2) **内航海運業**: 脆弱な経営基盤・荷主との硬直的關係という構造的課題に加え、今後到来する内航海運暫定措置事業の終了等の事業環境の変化を踏まえ、内航海運業のあり方を総合的に検討する必要。

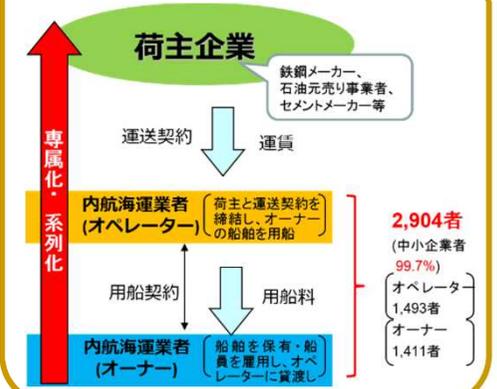
➡ 船員の働き方改革・今後の内航海運業のあり方について、交通政策審議会海事分科会の各部会において検討

内航船員の労働実態

◆内航船員のスケジュール(例)



内航海運業の市場構造



船員の働き方改革に関する検討

(交政審海事分科会船員部会※) 2019.2.20～

※部会長: 野川 忍 明治大学専門職大学院法務研究科 専任教授

○船員の健康確保

- ・メンタルヘルス対策(ストレスチェックの実施、長時間労働者への面接指導)、船員向けの産業医制度 等

○労働環境の改善

- ・労働時間の適正な管理、多様な働き方への対応 等
 - 女性も活躍しやすい就労環境
 - 若者にとっての職の魅力向上



(内航旅客船の女性船長)



(入社6年目の二等航海士)

内航海運のあり方に関する検討

(交政審海事分科会基本政策部会※) 2019.6.28～

※部会長: 河野 真理子 早稲田大学法学学術院 教授

○荷主等との取引環境の改善

- ・必要とされる追加的コスト負担の適正な配分等

○内航海運暫定措置事業終了後の事業のあり方

- ・市場環境の変化への対応等
 - 内航海運に従事する船舶



(主力船型の総トン数499トンクラス)



(モーダルシフトを担うRORO船)

内航船員の働き方改革・新たな内航海運業への変革の実現

基本政策部会における検討状況

2019年6月

キックオフ

2019年8月

他業種の取組・荷主ヒアリング①

- トラック業界における働き方改革実現に向けた取組み等について (公社)全日本トラック協会
- 雑貨系荷主からみた内航海運について 味の素(株)、ライオン(株)

2019年10月

他業種の取組・荷主ヒアリング②

- 建設業界における働き方改革の実現に向けた取組みについて 土地・建設産業局建設業課
- 産業基礎物資系荷主からみた内航海運について 日本製鉄(株)、コスモ石油(株)

2019年11月

内航海運における生産性向上に向けた取組

- 荷主からの期待や要望を踏まえた議論
- 内航船員の働き方改革の実現に向けた船員部会での検討状況を説明

2020年1月

内航海運業界からのヒアリング・取引環境等の現状と改善の方向性

- 取引環境の実態や要望等について内航海運業界からプレゼン
- 労働環境改善に向けたオペレーター及び荷主の関与のあり方について検討
- 内航海運における契約実態等を踏まえた契約のあり方について検討

2020年2月

内航海運暫定措置事業終了後に必要な取組・業界団体の役割について検討

- 内航海運暫定措置事業の評価
- 内航海運暫定措置事業終了後に必要な取組及び業界団体の役割

2020年夏頃 新たな内航海運のあり方についてとりまとめ

■荷主からの意見

- ✓ 内航海運による安全・安定輸送は荷主にとって今後も必要不可欠。
- ✓ 雑貨についても、今後の海運へのモーダルシフトに期待大。
- ✓ 一方、課題として、

① 船員の養成・確保に対し荷主も強い問題意識。そのため、一部荷主は自ら取り組んでいる。

② 運賃引き上げについては、付加価値や生産性向上を伴わない単なる引き上げは否定的。

→内航海運も経営の効率化、船舶の大型化、新技術の活用、新たな需要の取り込みなどによる生産性の向上に取り組むべき。

③雑貨系荷主は船舶のより一層の活用にあたり、運航情報等の開示を要望。

■内航海運業界からの意見

- ✓ 内航海運業界の経営環境は非常に厳しい。満足できる運賃水準等がないものが相当数おり、それを荷主等に対して要求ができない。

- ✓ 内航海運業界では、

①安定輸送確保のため、船員労働力確保における官の役割強化や荷主の理解と協力に期待。

②荷役作業等、船員の作業におけるコストも含め、適正な運賃・用船料が支払われるよう、荷主との対話強化やトラック業界の例を参考とした取引環境の改善策等を要望。

生産性向上については、技術イノベーション、船舶管理会社やマンニング会社の質の向上、RORO船等大型船の活用等物流システムの見直し等が必須。

③新規航路の検討や情報開示を積極的に進めて、使いやすい内航海運にしていきたい。

■労働環境改善へのオペレーター及び荷主の関与のあり方

- ✓ 船員の長時間労働の一因が、運航スケジュールの設定に存在しており、オペレーターによる運航スケジュールの設定と労働時間の管理は密接不可分であると指摘。

- 
- ◆ 労働時間の管理をオーナー（使用者）が適切に実施することを前提として、オペレーターによる運航スケジュール設定の際、船員の労働時間の情報を勘案し、労働関連の法令遵守を担保できるような仕組みが必要ではないか。
 - ◆ また、オーナー及びオペレーターによる法令遵守に荷主の協力を担保する仕組みも必要ではないか。

■契約のあり方

- ✓ 日本海運集会所が作成している各種契約書の書式が十分に活用されていないケースがある。
- ✓ 契約実態に関するアンケート調査の結果において、運賃・用船料の充足度と、相手側との交渉の有無、書面契約の有無及び書面上での必要経費の内訳の有無に相関関係がみられた。

- 
- ◆ 書面契約や一定の事項を契約上明確にすることを担保する仕組みが必要ではないか。
 - ◆ また、問題となりうる取引行為と望ましい取引行為の類型を整理するなど、適正取引を推進するための施策が必要ではないか。